資料編

身体障害者障害程度等級表

（太実線より上は旅客運賃割引の第１種、下は第２種を表します。）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの				1　両上肢の機能を全廃したもの 2　両上肢を手関節以上で欠くもの	1　両下肢の機能を全廃したもの 2　両下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1　視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2　視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3　周辺視野角度（Ｉ／4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（Ｉ／2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの 4　両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1　両上肢の機能の著しい障害 2　両上肢のすべての指を欠くもの 3　一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの 4　一上肢の機能を全廃したもの	1　両下肢の機能の著しい障害 2　両下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1　体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2　体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの
3級	1　視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2　視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4　両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1　両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2　両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3　一上肢の機能の著しい障害 4　一上肢のすべての指を欠くもの 5　一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1　両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2　一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 3　一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1　視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3　両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	1　両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1　両上肢のおや指を欠くもの 2　両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4　一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5　一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1　両下肢のすべての指を欠くもの 2　両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3　一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 4　一下肢の機能の著しい障害 5　一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6　一下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの	
5級	1　視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2　両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3　両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4　両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5　両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1　両上肢のおや指の機能の著しい障害 2　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3　一上肢のおや指を欠くもの 4　一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5　一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1　一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2　一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3　一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	1　両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2　一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの			1　一上肢のおや指の機能の著しい障害 2　ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2　一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級※					1　一上肢の機能の軽度の障害 2　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3　一上肢の手指の機能の軽度の障害 4　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5　一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6　一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1　両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2　一下肢の機能の軽度の障害 3　一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4　一下肢のすべての指を欠くもの 5　一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6　一下肢が健側に比して 3 センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの	
備考	1　同一の等級について 2 つの重複する障害がある場合は、一級上の級とします。ただし、2 つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とします。 2　肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 つ以上重複する場合は、6 級とします。 3　異なる等級について 2 つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の等級とする場合があります。 4「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいいます。						

※７級の障害は１つのみでは手帳交付の対象とはなりません。

乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害						
上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。
6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもつて計測したものをいいます。
7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。

特別児童扶養手当の障害基準

1級	①次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ　一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつⅠ/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの ②両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの ④両上肢の全ての指を欠くもの ⑤両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの ⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑦両下肢を足関節以上で欠くもの ⑧体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑩精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑪身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	①次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ロ　一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつⅠ/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの ②両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの ③平衡機能に著しい障害を有するもの ④そしゃくの機能を欠くもの ⑤音声又は言語機能に著しい障害を有するもの ⑥両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ⑦両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの ⑧一上肢の機能に著しい障害を有するもの ⑨一上肢の全ての指を欠くもの ⑩一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの ⑪両下肢の全ての指を欠くもの ⑫一下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑬一下肢を足関節以上で欠くもの ⑭体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ⑮前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑯精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑰身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。	

◆身体障害者手帳・療育手帳と特別児童扶養手当の等級の違いについて

手帳の等級及び程度と、特別児童扶養手当の等級は、直接関係ありませんが、次のように、手当を受けられるかどうかの目安となります。

特別児童扶養手当の等級	身体障害者手帳の等級	療育手帳の程度
1級に相当するもの	1級、2級	Ⓐ、A
2級に相当するもの	3級4級の一部	B

※障害の状態によっては、この表のとおりにならない場合もあります。

特別障害者手当・障害児福祉手当の該当基準

◆障害児福祉手当

「令別表第1」の状態にある方。

◆特別障害者手当

1．「令別表第2」の①～⑦のうち2つ以上に該当する方。

2．「令別表第２」の①～⑦のうち１つ以上に該当し、かつ「別表 A」の① ～ ⑪ のうち２つ以上に該当する方。
3．肢体不自由で「令別表第２」の③～⑤のうち１つ以上に該当し、かつ、「日常生活動作評価表」（16 点満点）で 10 点以上となる方。
4．内部障害等で「令別表第１」の⑧に該当し、かつ、日常生活上絶対安静の状態にある方。
5．精神障害（知的障害を含む）で「令別表第１」の⑨に該当し、かつ、「日常生活能力判定表」（16 点満点）で 14 点以上となる方。

令別表第１	
①両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの ②両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの ④両上肢の全ての指を欠くもの ⑤両下肢の用を全く廃したもの ⑥両大腿を２分の１以上失ったもの ⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの	⑧前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑨精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑩身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	

令別表第２	
①次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ　一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつⅠ/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの ②両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	④両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの ⑤体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑦精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
（備考）別表第１の備考と同じ。	

別表 A	
①両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの又は一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ②両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの ③平衡機能に極めて著しい障害を有するもの ④そしゃく機能を失ったもの ⑤音声又は言語機能を失ったもの ⑥両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑦一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの	⑧一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの ⑨体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ⑩前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑪精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	

日常生活動作評価表	
1. タオルを絞る（水をきれる程度） 2. とじひもを結ぶ 3. かぶりシャツを着て脱ぐ 4. ワイシャツのボタンをとめる	5. 座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する） 6. 立ち上る 7. 片足で立つ 8. 階段の昇降
（備考）おおむね全介助 2 点・半介助 1 点・介助なし 0 点とする	

日常生活能力判定表	
1. 食事 2. 用便（月経）の始末 3. 衣服の着脱 4. 簡単な買物 5. 家族との会話 6. 家族以外の者との会話	7. 刃物・火の危険 8. 戸外での危険から身を守る（交通事故）
（備考）おおむね全介助 2 点・半介助 1 点・介助なし 0 点とする	

障害基礎年金の障害等級表（国民年金関係）

1 級	①次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ　一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつⅠ/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの ②両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの ④両上肢の全ての指を欠くもの ⑤両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの ⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑦両下肢を足関節以上で欠くもの ⑧体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑩精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑪身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	①次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ロ　一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつⅠ/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの ②両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの ③平衡機能に著しい障害を有するもの ④そしゃくの機能を欠くもの ⑤音声又は言語機能に著しい障害を有するもの ⑥両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ⑦両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの ⑧一上肢の機能に著しい障害を有するもの ⑨一上肢の全ての指を欠くもの ⑩一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの ⑪両下肢の全ての指を欠くもの ⑫一下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑬一下肢を足関節以上で欠くもの ⑭体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ⑮前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑯精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑰身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。	

障害厚生年金の障害等級表

3 級	①次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの ロ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下に減じたもの ハ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下に減じたもの ②両耳の聴力が 40 センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの ③そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの ④脊柱の機能に著しい障害を残すもの ⑤一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの ⑥一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの ⑦長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの ⑧一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの ⑨おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの ⑩一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの ⑪両下肢の十趾の用を廃したもの

3 級	⑫前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの ⑬精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの ⑭傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

1.視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。
2.指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
3.指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
4.趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

※１級及び２級については、「障害基礎年金の障害等級表（国民年金関係）」の１級及び２級と同じです。

障害手当金に該当する障害の状態

①両眼の視力が 0.6 以下に減じたもの
②一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
③両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
④両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、Ｉ/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 100 点以下若しくは両眼中心視野視認点数が 40 点以下に減じたもの
⑤両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
⑥一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
⑦そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
⑧鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
⑨脊柱の機能に障害を残すもの
⑩一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
⑪一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
⑫一下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの
⑬長管状骨に著しい転位変形を残すもの
⑭一上肢の二指以上を失ったもの
⑮一上肢のひとさし指を失ったもの
⑯一上肢の三指以上の用を廃したもの
⑰ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
⑱一上肢のおや指の用を廃したもの
⑲一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの
⑳一下肢の五趾の用を廃したもの
㉑前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
㉒精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

1. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。
2. 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
3. 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
4. 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
5. 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

障害者に関するマーク

街で見かける障害者に関するマークには、主に以下のようなものがあります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

障害者に関するマークについての情報は以下に公開されています。
http://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html（内閣府ホームページ）

名　称	概　要　等	連絡先
障害者のための国際シンボルマーク	障害のある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害のある方の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。 ※このマークは「すべての障害のある方を対象」としたものです。 特に車椅子を利用する障害のある方を限定し、使用されるものではありません。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
身体障害者標識（身体障害者マーク）	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL 03-3581-0141（代）
聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL 03-3581-0141（代）
盲人のための国際シンボルマーク	世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害のある方の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 TEL 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
耳マーク	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。 また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害のある方へ配慮した対応ができることを表しています。 聴覚障害のある方は、見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーション方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど）についてご協力をお願いします。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL 03-5253-1111（代） FAX 03-3503-1237
オストメイト用設備／オストメイト	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある方のことをいいます。 このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある方であること、及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL 03-5844-6265 FAX 03-5844-6294

ハート・プラスマーク	「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は、外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害のある方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL 080-4824-9928
「白杖ＳＯＳシグナル」普及啓発シンボルマーク （社会福祉法人日本視覚障害者団体連合推奨マーク）	白杖を頭上 50㎝程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖により SOS のシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。	岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 TEL 058-214-2138 FAX 058-265-7613
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS 規格）。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	東京都福祉保健局 障害者施策推進部計画課 社会参加推進担当 TEL 03-5320-4147（代） FAX 03-5388-1413
手話マーク	きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445
筆談マーク	きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445
ヒアリングループマーク	「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているＴコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。 このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046

障害者団体

主に、市内で活動している団体です。入会などについては、直接、各団体へお問い合わせください。

令和６年４月１日現在

団体名	いちやなぎ会（ことばと発達の相談室）
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	山内（やまうち）　直子（なおこ）
連絡先	【TEL/FAX　687-7585】【E-mail　na.yamauchi@jcom.home.ne.jp】
コメント	活動場所：埼玉県障害者交流センター 活動日：第２・４金曜日 1.「ことばが遅く発達に偏りのある」子ども達とその親達への発達支援を目的とし、言語聴覚士による「ことばと発達の相談室」で母親グループ・カウンセリングとプレイ・セラピーを行っています。母親が、子どもの良き発達支援者へと成長出来るように発達支援を行っています。 2. 会員が幼児の預かり保育を行っている。毎年、市内の「お子さんのことばが遅いかな」と心配な母親達向けに相談会を８回開催しています。

団体名	一般社団法人埼玉県身障者問題をすすめる会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	鈴木（すずき）　郷子（さとこ）
連絡先	浦和区大原 3-10-1　埼玉県障害者交流センター内 【TEL　822-5384 ／ FAX　822-5034】【E-mail　info@susumerukai.jp】
コメント	地域に密着し自立した生活を支えようという考えのもと、日中活動の場としての地域活動支援センターはなどけいの運営、相談・援助のためのサポートセンター麦の運営などを行っています。

団体名	一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	加藤（かとう）　シゲヨ
連絡先	大宮区土手町 1-213-1　大宮ふれあい福祉センター内 【TEL/FAX　654-7763】【E-mail　sc-your@bz03.plala.or.jp】 【ホームページ　http://www.saitamashi-ikuseikai.org】
コメント	知的障害のある人とその家族、支援者の会です。障害があってもなくても共に支え合い、共に生きる社会を目指して活動しています。本人活動では家族の相談や情報交換など会員相互の交流をはかっています。知的障害を理解してもらうため、研修会を開催したり広報誌の発行や権利擁護活動にも取り組んでいます。当会は全国手をつなぐ育成会連合会の正会員として国や行政の情報を早く知ることができます。一緒に楽しく活動しませんか。

団体名	浦和ダウン症児を育てる親の会　コスモス
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	平（たいら）　絢子（じゅんこ）
連絡先	【E-mail　urawa-cosumosu@outlook.com】 【ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://cosmos-saitama.jimdo.com】
コメント	現在０～40 歳のダウン症児･者の親の会で､130 名の会員で活動しています。ベビー､キッズ､ジュニア､中高生、ユースと５つのグループに分かれ、ベビーのおしゃべり会、遠足、クリスマス会、勉強会などを行っています。全体ではバーベキュー等を開催し、親睦を図っています。また、月１回の定例会開催と定期的な会報発行によって情報共有しています。ゆっくり育つ子どもたちですが、皆、情緒豊かに元気に成長しています。そんな子どもたちを通してたくさんの仲間と出会い、助け合いながら楽しく活動しています。

団体名	大宮失語症友の会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	越知（おち）　毅（たけし）
連絡先	西区指扇 2856-18 【TEL/FAX　623-6351】【E-mail　aphasia_omiya2010@yahoo.co.jp】
コメント	35 年前に誕生した、脳出血、脳梗塞の後遺症である「失語症」の仲間と家族の会で、会員は 15 名です。毎月２回、みのり園の会議室で、親睦会と例会を持ち、そのうちの１回は ST が会の指導にあたります。４月お花見、９月ぶどう狩り、12 月クリスマス会を楽しみ、月１回広報紙を発行し、会員の親睦、交流、理解を深めています。失語症は失語症者が治すと言われています。仲間を求めている方の入会をお待ち申し上げます。

団体名	大宮障害者の施設づくりをすすめる会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	白井（しらい）　雅子（まさこ）
連絡先	大宮区桜木町 4-558-3 【TEL　643-4977】【E-mail　shiraimasakomama@gmail.com】
コメント	障害の種別を問わず、本人及び家族、そして会の趣旨に賛同いただける方々、約 50 家族が入会しています。みぬま福祉会後援会に団体加入しており、その活動に参加・協力しています。地域のまつりやみぬま福祉会のまつりに参加しています。また月 1 回の定例会の他学習会や親睦会などを行い、会員間の交流、ねがいの共有をすると共に障害者福祉の現状について学んでいます。

団体名	大宮ダウン症児・者の親の会　麦の会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	竹内（たけうち）　康子（やすこ）
連絡先	北区宮原町 1-852-1　プラザノース（2024 年のみ） 【TEL/FAX　653-6908】（竹内方）【ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://mugi-kai.com】
コメント	大宮ダウン症児・者の親の会　麦の会は約 70 名の団体です。定例会を定期的に開き、会員同士の交流をしています。グループ活動としては、講師をお呼びして体を動かす運動セラピーや未就学児～小学校低学年を対象としたプチむぎがあります。年中行事も企画して、和気あいあいとした雰囲気で活動しています。

団体名	公益社団法人日本オストミー協会埼玉県支部
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	大沼（おおぬま）　博良（ひろよし）
連絡先	浦和区大原 3-10-1　埼玉県障害者交流センター内 【TEL/FAX　835-5226】
コメント	日本オストミー協会はオストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）が安心して暮らせる社会を目指す、オストメイトによるオストメイトのための障害者団体で手術後の社会復帰と QOL（生活の質）向上を図るための活動を行っています。 （例） 外出時：オストメイト対応トイレの整備 災害時：オストメイトの救援対策 老後：介護におけるストーマケアの充実　等

団体名	公益社団法人日本リウマチ友の会　埼玉支部
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	見増（みます）　桃子（ももこ）
連絡先	南区別所 7-2-1-1001　見増方 【TEL/FAX　866-7039】【E-mail　riutk_saitama@yahoo.co.jp】
コメント	関節リウマチ患者の会です。年 2 回の医療講演会や交流会を通じて病気に関する正確な知識を得、生活の質を向上するための活動をしています。支部報『SSC さくらそう』を年 4 回発行、懇親会や手芸、絵手紙のサークルもあります。活動拠点は埼玉県障害者交流センターです。ぜひ一度お越しください。

団体名	埼玉県膠原病友の会さいたま分会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	石垣（いしがき）　美枝子（みえこ）
連絡先	南区曲本 4-14-18-301　【TEL/FAX　839-4767】
コメント	膠原病は症状が様々で、体調の変化、薬の副作用には不安がつきまといます。一見健康そうに見える方も多く、日常生活や対人関係にも悩みが生じます。当会は特定非営利活動法人さいたま市障害難病団体協議会に加盟し、他団体の皆様と共に当事者や家族の生活向上に努めています。また、埼玉県膠原病友の会と連携し、皆様からの御相談もお受けしています。

団体名	高次脳機能障害さいたま　これからの道（略称：高次脳さいたまこれから）
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	大鳥（おおとり）　浩二（こうじ）
連絡先	大宮区土手町 1-213-1　大宮ふれあい福祉センター 4 階 【E-mail　koujinousaitama@icloud.com】
コメント	高次脳機能障害当事者、家族、支援者等の 15 人で誕生させた「高次脳機能障害さいたま　これからの道」は、毎月第 2 日曜日の市民活動サポートセンターや、奇数月第 4 月曜日の障害者更生相談センターでの定例会、SNS 発信等をしています。 私たちを助けてくれた人たちへの恩返しはもちろん、誰かを助けてあげる恩送りが大好きな私たちは、支え合い、励まし合って、みんなが笑顔になれる場を創っています。私たちピアサポーターと一緒に楽しく生きていきましょう。

団体名	埼玉県自閉症協会　さいたま市地区
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	二瓶（にへい）　則子（のりこ）
連絡先	【ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://as-saitama.com/toiawase/】
コメント	埼玉県在住の自閉症スペクトラム（自閉症・高機能自閉症・アスペルガー症候群等）の子どもを持つ家族が中心になって運営している「家族と支援者の会」です。自閉症の人達が笑顔いっぱいの豊かな人生を送るために、「私たちと一緒に活動してみませんか？」随時、当会の活動に賛同して下さる方の入会を受けつけております。入会希望の方は当会 HP「入会のご案内」のページをご覧ください。

団体名	埼玉県心臓病の子どもを守る会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	柳瀬（やなせ）　由美子（ゆみこ）
連絡先	埼玉県事務局　埼玉県南埼玉郡宮代町百間 5-6-13（吉田方） 【TEL　048-254-5070】【E-mail　saitama.mamorukai@gmail.com】 【ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://heart-saitama.jp/】
コメント	心臓病児者とその家族の幸せのために、社会保障制度、医療、教育の改善に努め、交流し支え合うことを目的とした会です。キャンプ、クリスマス会、医療講演会などイベントも数多く行っており、地区ごとの交流会も開催しています。

団体名	さいたま市肢体不自由児者父母の会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	小泉（こいずみ）　俊男（としお）
連絡先	北区宮原町 1-622　【TEL　665-3400】
コメント	さいたま市内の障害者の要望を市の施策に反映させる活動や、国・地方自治体の障害者施策に関する情報の提供を行っています。また、障害のある人、その家族、協力者の意識向上のための学習や研修会を行っています。その他にも、交流会や施設見学、関係団体の事業への協力など様々な活動に取り組んでいます。

団体名	さいたま市身体障害者福祉協会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	中野（なかの）　勇（いさむ）
連絡先	大宮区土手町 1-213-1　大宮ふれあい福祉センター 4 階 【TEL　080-2262-0448（代表者）】
コメント	私達は 4 つの単会が集まった会です。会員は約 220 名。 昭和 25 年、26 年、27 年に設立した単会の福祉会の集まりです。 スポーツ・芸術・女性部の活動が主な内容です。 少子高齢化の為に会員の減少が進んでいるので大変です。市の要請で防災訓練・社会参加推進事業・障害者週間市民の集い等に参加しています。

団体名	さいたま市精神障害者家族会連絡会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	佐藤（さとう）　美樹子（みきこ）
連絡先	大宮区土手町 1-213-1　大宮ふれあい福祉センター 4 階 【TEL　070-2150-5945 ／ 070-3881-5070】【E-mail　0310smem@gmail.com】
コメント	さいたま市にある 5 つの精神障害者家族会 約 220 名の会員で構成されています（もくせい家族会・みなわ会・いちご会・浜砂会・おやじの会）。 連携して活動し、研修会開催やさいたま市への要望などを行っています。また、家族同士の相互支援として、電話相談を継続しています。精神障害への理解を深めるための働きかけと共に、地域で誰でもが安心して暮らしていけることを目指しています。家族が孤立することなく、家族会に繋がりますようにと願っています。

団体名	さいたま市聴覚障害者協会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	川津（かわづ）　雅弘（まさひろ）
連絡先	大宮区土手町 1-213-1　大宮ふれあい福祉センター内 【TEL/FAX　653-7324】【E-mail　fukusi@bz03.plala.or.jp】 【ﾎｰﾑﾍﾟｰｼ　https://saitama-deaf.org/】
コメント	私たち（ろう者・難聴者・中途失聴者）は、聴覚に障害のある当事者です。 手話は私たちにとって「生きる力」であり、大切な言語です。手話関係団体と共に、情報交換･懇談会、学習会等の様々な取り組みをしています。 また、聴覚障害者のための社会教養講座や、各専門部の行事等、会員一人ひとりが楽しめる企画も行っています。毎月第 3 火・水・木曜日に聴覚障害者のつどいも行っています。詳しくは、ホームページをご覧になってください。市内在住の会員はもちろん、市外の方は賛助会員として行事への参加や情報共有ができます。ご気軽に参加してみてください。

団体名	さいたま市難聴児（者）を持つ親の会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	髙橋（たかはし）　泉（いづみ）
連絡先	大宮区天沼町 2-261-2 【TEL　090-7400-0074】【E-mail　i23@live.jp】
コメント	聴覚に障害を持つ子どもたちの親の団体です。会員相互の交流の為、懇談会等を開催し、情報交換・情報提供も行っています。聴覚障害児の教育環境を整える為の取り組みもしています。ご興味のある方、ご連絡をお待ちしています。

団体名	さいたま市の障害児・者と支える家族の会 “ スマイルスマイル ”
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	万年（まんねん）　和枝（かずえ）
連絡先	西区高木 7-15【TEL/FAX　625-3473】
コメント	主に身体（肢体不自由）に障害のある障害児・者、家族の団体です。定例会、総会、関係者及び有識者との話し合い、勉強会等の活動を通して情報交換や親睦を図り、障害児・者のよりよい環境を作り、生活の向上を図っています。

団体名	障害者（児）の生活と権利を守るさいたま市民の会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	渡辺（わたなべ）　浩二（こうじ）
連絡先	大宮区土手町 1-213-1　大宮ふれあい福祉センター内【TEL/FAX　653-9239】 【TEL　090-1558-4621】（お急ぎ時）
コメント	障害者（児）が人間として、市民として生き生きと学び、働き、暮らすことを保障するまちづくりをすすめます。障害の種別、有無を問わず、趣旨に賛同する個人、団体が会員になれます。障害者のおかれた実態について話しあい、出された願いを要望にまとめ、毎年さいたま市と話しあいをもっています。 会員数…個人 108 名、団体 5 団体

団体名	特定非営利活動法人さいたま市視覚障害者福祉協会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	山﨑（やまざき）　道子（みちこ）
連絡先	大宮区土手町 1-213-1 大宮ふれあい福祉センター 4 階　さいたま市障害者協議会内 【TEL/FAX　717-0171】【E-mail　jimu-saitamashikyo-2020.0310@jcom.zaq.ne.jp】
コメント	視覚に障害のある者同士約 60 名と賛助会員との団体です。全国組織の日本視覚障害者団体連合加盟団体としての活動をはじめ、点字版･音声版による情報提供、高齢者施設でのマッサージ奉仕、手芸･華道･料理・川柳・ゲームなどの教室、スポーツ・研修会・旅行・福祉教育など多彩に活動しています。また、ガイドヘルパー派遣の同行援護事業所も開設しました。皆さまの入会をお待ちしています。

団体名	特定非営利活動法人さいたま市障害難病団体協議会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	守下（もりした）　恵（めぐみ）
連絡先	北区宮原町 3-60 【TEL/FAX　651-0211】【E-mail　npo.syonankiyou @ tbj.t-com.ne.jp】
コメント	平成 3 年 11 月、障害・難病等の違いを超え結成された協議会は、更に他の組織との連携を図りつつ、自らの向上と地域福祉充実のための活動を進めています。運営する「地域活動支援センターかものみや」と「障害・難病者生活相談センター」はピュアな真心で支えあっています。「かものみや」では講座として栄養指導、健康コーラス、かものみやシアター、作ってみよう、絵手紙、パソコン、書道、カラオケ、吹き矢。野外活動としては食事会、お買い物、宿泊療養、映画鑑賞、各種講習会に出席し、障害・難病者であっても「今日を楽しく明日を楽しみに」をモットーに有意義な人生を過ごせるよう努めております。他にも、「障難協ニュース」を年 2 回、360 部発行しております。障害者手帳・指定難病医療受給者証をお持ちの方々の、地域活動支援センターかものみやへの通所をお待ちしております。 更に年 1 回さいたま市障害者社会参加推進事業「家族教室」を開催し、市内障害難病患者家族が疾病や治療法を研修し、社会参加の推進を図っております。

団体名	虹の会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	松沢（まつざわ）　純子（じゅんこ）
連絡先	桜区大久保領家 574 【TEL　855-8438 ／ FAX　855-8439】
コメント	「どんなに障害が重くても地域で暮らすのがあたりまえ」を掲げ、障害者自身が主体となり 1982 年から活動を続けている団体です。現在主流となっている重度身体障害者への自薦登録方式によるヘルパー派遣の仕組み（現、重度訪問介護）を全国に先駆けて実現しました。他に、北浦和～埼玉大学間のバスのスロープ設置をバス会社との交渉により実現、駅前の障害者用トイレの 24 時間開放を実現、さいたま市における移動支援自己負担撤廃や、一部入院時介助保障の実現、知的障害者の親から独立した地域生活の実現など、障害のあるなしに関わらず同じように生きられる社会を目指して活動を続けています。

団体名	視覚障害者総合支援　一般社団法人インクル ラボ
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	福迫（ふくさこ）　かずや
連絡先	南区大谷口 675-7-302 【TEL　080-4367-7248】【FAX　048-633-4173】【E-mail　incllab2022@gmail.com】
コメント	中途視覚障害者やその家族・友達など登録者は 30 名。代表の福迫は 33 歳のとき中途視覚障害者になりました。当事者としてご相談に対応いたします。 視覚に障害があっても自分らしく生き生きと暮らせるようお手伝いできればと思っております。埼玉県眼科医会ロービジョンネットワークのひとみやその他関係機関との連携、埼玉県ヘルプマーク普及大使、ノーマライゼーションの周知、さいたま市障害者協議会参加。

団体名	埼玉肢体障害者連絡協議会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	小泉（こいずみ）　信之（のぶゆき）
連絡先	浦和区大原 3-10-1　埼玉県障害者交流センター内 【E-mail　gesicht@ybb.ne.jp　安島弘祐あて】
コメント	1.（目的と性格）すべての肢体障害者の悩みや要求を出し合い、助け合って、仲間づくり、生活、医療、労働、教育などの権利を守り、向上させるための運動をすすめていくことを目的とします 2.（事業及び活動）障害者のねがい、要求を実現するため、次のことを行います ①行政に要求を実現させていくための活動 ②交流、調査、学習などの活動 ③ニュースや資料の発行などの会の運動を広く知らせる活動 ④会員相互の親睦 ⑤その他、会の発展に必要な活動 3.（最近の活動内容） ①機関紙を毎月発行・郵送し、会員相互の交流と情報提供を図っています ②障害者施策の充実をはじめ、会員の切実な声や要望を集約し、市町村・県・国に対し、必要な予算の確保を要求しています ③会員の自宅等に出向き相談に対応し、必要に応じて自治体の窓口に同行します ④他団体との協働を図り、障害当事者とその家族、及び関係者等を対象とした学習会・講演会を実施しています ⑤ 10 月に埼玉県障害者交流センターで行われる「埼玉障害者まつり」に、毎年参加しています

団体名	さいたま兄弟姉妹の会
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	篠崎（しのざき）　敬司（たかし）
連絡先	【E-mail　saitamakyoudaikai@yahoo.co.jp】 【ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://saitamakyoudai.fc2.net/（さいたま兄弟会ブログ）】
コメント	精神疾患を抱える人のきょうだいのための自助グループです。 精神疾患を抱える人のきょうだいは、親とは異なる問題を抱えています。きょうだいだけで気兼ねなく語り合うことで、これまで背負ってきた心の傷をいやし、エンパワメントしていくことが必要です。 エンパワメントとは、本来持っている力を喪失している状態から力を取り戻すことです。 そうした力を喪失しているきょうだいたちに、安心して心が休まる環境を提供し、支援していく場と考え、活動しています。

団体名	さいたま市精神障害当事者会・ウィーズ
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	稲葉（いなば）　晃（あきら）
連絡先	北区東大成町 1-159-3-107 【TEL　048-729-6684】【E-mail　info@weeds-saitama.com】
コメント	精神に障害がある者同士、約 30 名で活動しています。月一回ミーティングと呼ばれる会合を開き、情報交換や親睦をしています。毎月ウィーズ通信を発行しています。毎週水曜日に電話相談を行っています。その他、季節の行事や年一回、講演会なども企画しています。

団体名	略称：さいたま PSP・CBD の会　事務局 （さいたま進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症の患者・家族会　事務局）
代表者氏名（だいひょうしゃしめい）	江原（えはら）　勉（つとむ）
連絡先	浦和区東高砂町 11-1　コムナーレ 9 階　市民活動サポートセンター内 【ﾎｰﾑﾍﾟｰｼ　http://pspcbdjapan.org/index.htm/】【E-mail　psp-contact@googlegroups.com】 （一社）PSP・CBD のぞみの会　関東・甲信越地区【TEL/FAX　050-3488-1014　留守番対応】
コメント	ふたつの神経変性疾患に関わります。東日本大震災をきっかけに 2011 年 9 月から旧のぞみの会会員・埼玉県内介護家族有志により自助（セルフヘルプ）の活動を開始しました。世話人は存在しない会になります。主に日曜日の午後、さいたま市内コミュニティセンター集会室に、情報交換・学習・親睦の為に集まっています。病気の特性上、当事者（患者）というよりも介護者・遺族中心の活動です。配偶者介護・親介護・遠距離介護等、介護のかたちにはいろいろあります。まずは全国組織（一社）PSP・CBD のぞみの会にご入会ください。基本的に埼玉県内・さいたま市在住の当時者（患者）・介護家族・遺族、そして埼玉県内・さいたま市内に当事者（患者）がいる他のエリア在住家族の集まりです。なお継続的定期開催を行なっているので、過去関東圏のみならず遠方からの出席者もいて、国内各エリアの情報ストックもあります。

市内の施設

令和 6 年 4 月 1 日現在の、市内にある、障害者総合支援法に基づく施設、障害児のための施設、相談支援事業所及びその他の施設については、さいたま市のホームページからダウンロードできます。

【ホームページ】https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/001/p005696.html

・スマートフォン等で二次元コードを読み取ってアクセスできます。

最新の一覧をご覧になりたい方
【ホームページ】https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/005/p001228.html

埼玉県内（さいたま市以外）の事業所については、埼玉県のホームページをご覧ください。
【ホームページ】https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s107/index.html

介護保険制度

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるように支援する制度です。

介護保険のサービスを利用するためには、介護の必要度の判定（要介護・要支援認定）を受けていただく必要があります。

〈窓口〉各区役所高齢介護課

西区役所	高齢介護課	TEL 620-2668	FAX 620-2762	桜区役所	高齢介護課	TEL 856-6178	FAX 856-6271
北区役所	高齢介護課	TEL 669-6068	FAX 669-6167	浦和区役所	高齢介護課	TEL 829-6153	FAX 829-6238
大宮区役所	高齢介護課	TEL 646-3068	FAX 646-3165	南区役所	高齢介護課	TEL 844-7178	FAX 844-7277
見沼区役所	高齢介護課	TEL 681-6068	FAX 681-6160	緑区役所	高齢介護課	TEL 712-1178	FAX 712-1270
中央区役所	高齢介護課	TEL 840-6068	FAX 840-6167	岩槻区役所	高齢介護課	TEL 790-0169	FAX 790-0267

◇介護サービスを利用できる方

65 歳以上の方は、日常生活において、介護や支援が必要と認められた場合に介護サービスが利用できます。40 歳～ 64 歳の医療保険に加入している方は、「特定疾病」が原因で、介護や支援が必要と認められた場合に介護サービスが利用できます。特定疾病の原因が加齢に伴って生ずるもの以外（交通事故など）の場合は認定が受けられません。

◇特定疾患

1	がん （医師が回復の見込みがないと判断したもの）	9	脊柱管狭窄症（せきちゅうかんきょうさくしょう）
2	関節（かんせつ）リウマチ	10	早老症（そうろうしょう）
3	筋萎縮性側索硬化症（きんいしゅくせいそくさくこうかしょう）	11	多系統萎縮症（たけいとういしゅくしょう）
4	後縦靭帯骨化症（こうじゅうじんたいこっかしょう）	12	糖尿病性神経障害（とうにょうびょうせいしんけいしょうがい）、糖尿病性腎症（とうにょうびょうせいじんしょう）及び糖尿病性網膜症（とうにょうびょうせいもうまくしょう）
5	骨折を伴う骨粗（こつそ）しょう症（しょう）	13	脳血管疾患（のうけっかんしっかん）
6	初老期（しょろうき）における認知症（にんちしょう）	14	閉塞性動脈硬化症（へいそくせいどうみゃくこうかしょう）
7	進行性核上性麻痺（しんこうせいかくじょうせいまひ）、大脳皮質基底核変性症（だいのうひしつきていかくへんせいしょう）及びパーキンソン病	15	慢性閉塞性肺疾患（まんせいへいそくせいはいしっかん）
8	脊髄小脳変性症（せきずいしょうのうへんせいしょう）	16	両側の膝関節（しっかんせつ）または両側の股関節（こかんせつ）に著しい変形を伴う変形性関節症（へんけいせいかんせつしょう）

◇介護保険の適用除外となる方

次に掲げる施設に入所または入院されている方は、介護保険の対象とならない場合があります。

(1) 重症心身障害児施設（児童福祉法 42 条）
(2) 指定医療機関（児童福祉法 6 条の 2 の 2）
(3) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設
(4) ハンセン病療養所
(5) 救護施設（生活保護法 38 条）
(6) 労働者災害補償保険法に規定する被災労働者のうける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（労働者災害補償保険法 29 条）
(7) 障害者支援施設及び指定障害者支援施設
(8) 指定障害福祉サービス事業者である病院

◇介護保険のサービス

⑴　要支援１・要支援２

要支援１・要支援２と認定された方は、介護予防サービスを利用することができます。利用のための介護予防サービス計画の作成などは、介護予防支援事業者（シニアサポートセンター等）が中心となって行います。

◇介護予防・生活支援サービス事業

要支援１・要支援２・介護予防や生活支援が必要と判断された方（事業対象者）が利用できます。

介護予防訪問介護サービス	入浴や食事の介助が必要な方へ、介護保険事業所が雇用するホームヘルパーが身体介護及び生活援助を行います。
家事支援型訪問サービス	家事の一部に支援が必要な方へ、介護保険事業所などが雇用するホームヘルパーや市が実施する研修課程を修了した方が生活援助を行います。
介護予防通所介護サービス	介護保険事業所で、機能訓練や入浴・食事などの介護を行います。
交流型通所サービス	他者との交流が必要な方へ、施設などでの半日程度の多様な機能訓練を行います。
運動型通所サービス	運動器の機能向上が必要な方へ、施設などでの短時間の体操などによる機能訓練を行います。

◇介護予防サービス

介護予防訪問入浴介護	居宅に浴室がない場合や、感染症などで浴室の利用が難しい場合に入浴サービスを提供します。
介護予防訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や診療の補助をします。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、体操やリハビリなどの指導をします。
介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や病院・診療所で、生活機能向上のための支援やリハビリテーションなどを提供します。
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などを提供します。
介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練などを提供します。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している利用者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。
介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための介護予防に役立つ福祉用具を貸与します。
介護予防福祉用具購入費の支給	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、特定福祉用具販売の指定を受けた事業者から購入した場合、購入費の保険給付割合相当額を支給します。（年度購入費 10 万円まで）
介護予防住宅改修費の支給	介護予防を目的とし、生活する環境を整えるために必要と認められる住宅改修を行った場合に、住宅改修に要した費用の保険給付割合相当額を支給します。 （原則として限度額は１人につき改修費 20 万円まで） ※工事を始める前に、申請が必要です。

◇地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護	通所介護施設で、認知症高齢者の方を対象に、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。
介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、訪問介護や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。
介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者の方が共同生活をする住居において、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。（要支援１の方は利用できません。）

⑵　要介護１～要介護５

要介護１～要介護５と認定された方は、介護サービスを利用することができます。利用のための介護サービス計画の作成などは、介護支援専門員（ケアマネジャー）が中心となって行います。また、施設サービスを利用することもできます。

◇居宅介護サービス

訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。
訪問入浴介護	介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護をします。
訪問看護	疾患などを抱えている方について、看護師などが居宅を訪問し、療養生活の支援をします。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリをします。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。
通所介護（デイサービス）	定員 19 人以上の通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の介護や、生活機能向上のための支援を行います。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や病院・診療所で、生活機能向上のための支援やリハビリテーションなどを提供します。
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などを提供します。
短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練などを提供します。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している利用者に、日常生活上の支援や介護を提供します。
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。
福祉用具購入費の支給	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、特定福祉用具販売の指定を受けた事業者から購入した場合、購入費の保険給付割合相当額を支給します。 （年度購入費 10 万円まで）
住宅改修費の支給	生活する環境を整えるために必要と認められる住宅改修を行った場合に、住宅改修に要した費用の保険給付割合相当額を支給します。 （原則として限度額は１人につき改修費 20 万円まで） ※工事を始める前に申請が必要です。

◇地域密着型介護サービス

夜間対応型訪問介護	夜間において、訪問介護による定期的な巡回と随時の対応を行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24 時間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。
認知症対応型通所介護	通所介護施設で認知症高齢者の方を対象に、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。
地域密着型通所介護	定員 18 人以下の通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の介護や、生活機能向上のための支援を行います。
小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、訪問介護や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。
看護小規模多機能型居宅介護	通いを中心にして、訪問介護と訪問看護や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練などを提供します。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者の方が共同生活をする住宅において、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が 29 人以下の介護付有料老人ホームなどに入居している利用者に、日常生活上の支援や介護を提供します。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が 29 人以下の介護老人福祉施設で、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。 ※原則、要介護３以上の方が対象となります。

◇施設介護サービス

介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な入所者に対して、入浴、排せつ、食事などの介護や支援、機能訓練などを提供します。 ※原則、要介護３以上の方が対象となります。
介護老人保健施設	病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
介護医療院	長期にわたり療養が必要な方に対して、医療と日常生活上の介護などを提供します。

◇共生型サービス

介護保険の事業所で、障害福祉のサービスが利用できます。また、障害福祉の事業所で介護保険のサービスが利用できます。

●対象のサービス：訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

◇介護保険の利用料

介護保険のサービスを利用した場合は、費用の１割～３割が自己負担になります。なお、サービスを利用した事業者の種類、職員の配置、要介護度等によりかかる費用が異なります。また、施設サービス費用の自己負担割合相当額と食費、居住費や日常生活費などが自己負担となります。

◇高額介護サービス費の支給

同じ月に介護保険対象サービスの利用者負担の合計額が一定額を超えた場合は、超えた額が申請により支給されます。

※対象となる方には、市から申請書を送付します。

さいたま市障害者総合支援計画 2024 ～ 2026

さいたま市では、誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現を目指して、「さいたま市障害者総合支援計画」を令和５年２月に策定しました。

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画という、４つの位置づけを持つ計画です。

計画期間　令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの３年間とします。

◇基本方針と基本目標

基本方針：誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現を目指して

基本目標１　障害者の権利の擁護の推進　　**基本目標２**　質の高い地域生活の実現

基本目標３　自立と社会参加の仕組みづくり　　**基本目標４**　障害者の危機対策

全部で 104 の事業を関連事業として位置づけ、それらを推進していくことで基本方針、基本目標の達成を目指します。（関連事業の詳細は、計画本文を参照してください。）

◇もっと詳しく知りたい

さいたま市ホームページをご覧ください。

トップページ→さいたま市障害者総合支援計画で検索してください。

◇さいたま市障害者総合支援計画に関する問合せ

障害政策課ノーマライゼーション推進係　TEL 829-1306　FAX 829-1981

✉ shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市防災アプリ

さいたま市防災アプリをダウンロードしていただくことで、市からの防災に関するお知らせや避難情報、地震などの災害情報を取得することができます。

◇配信情報

・避難情報、災害情報
・マップ表示による避難所誘導
・ハザードマップ
・防災行政無線放送内容　など

◇対応端末

スマートフォン・タブレット端末

◇ダウンロード方法

下記のリンク先（2 次元コード）からダウンロードしてください。

iOS 版　　Android 版

・iOS 端末と Android 端末でご利用が可能です。
・アプリのダウンロードは無料ですが、ダウンロード時やご利用にあたっての通信料はご利用の方の負担となります。

防災行政無線メール

防災行政無線は、屋外のスピーカーから災害情報などを放送するシステムです。聴覚障害のある方などに、放送した内容を携帯電話やパソコンへメールで配信しています。

◇主な配信内容

避難指示などの避難情報、行方不明人捜索放送や振り込め詐欺防止啓発などの放送

◇配信対象外

・定期的な放送（定時放送［夕方のメロディ放送］、子どもの見守り啓発放送）
・緊急地震速報などの全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による放送〔※緊急速報メールにより携帯電話事業者から配信〕

◇登録方法

＜携帯電話、スマートフォンから登録する場合＞

・登録方法①
カメラ機能付き携帯電話で下の二次元コードを読み取り、サイトに接続後手順に従って登録してください。

・登録方法②
下記メールアドレスに空メールを送り、返信されたメールに記載されている手順に従って登録してください。

bousai-saitama-city@raiden2.speecan.jp

災害時防災情報電話サービス

携帯電話やスマートフォンをお持ちでない方を対象に、災害時に避難指示などの防災情報を電話または FAX で配信します。

※機器操作の不慣れを理由としたお申し込みは御遠慮ください。

◇配信する情報

・避難指示などの避難情報
・避難所の開設のお知らせ　など
　※平常時の防災行政無線の放送内容は配信されません。

◇申込窓口

防災課又は各区役所総務課でお申込みいただけます。

※郵送・FAX での申込みをご希望の場合は、防災課までお問い合わせください。

防災課 TEL 829-1127 FAX 829-1978

西区役所	総務課	TEL 620-2613	FAX 620-2760	桜区役所	総務課	TEL 856-6123	FAX 856-6270
北区役所	総務課	TEL 669-6013	FAX 669-6160	浦和区役所	総務課	TEL 829-6015	FAX 829-6233
大宮区役所	総務課	TEL 646-3013	FAX 646-3160	南区役所	総務課	TEL 844-7123	FAX 844-7270
見沼区役所	総務課	TEL 681-6013	FAX 681-6160	緑区役所	総務課	TEL 712-1123	FAX 712-1270
中央区役所	総務課	TEL 840-6013	FAX 840-6160	岩槻区役所	総務課	TEL 790-0115	FAX 790-0260

火災・救急による緊急時の連絡先

火災・救急により緊急に通報する必要がある場合、電話により 119 をダイヤルすることで消防局につながります。

なお、さいたま市消防局では、聴覚や発語に障害のある方のために、以下の方法で 119 通報をすることができるサービスを提供しています。

詳しくは、さいたま市のホームページ（https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/014/003/index.html）を御覧下さい。

〈窓口〉消防局指令課　TEL 833-1422 FAX 833-1237
　　各区役所支援課（3 ページ参照）

◇ファックス 119

どなたでもファックスで、局番なしの 119 をダイヤルするだけで災害通報することができます。

また、救急の場合のみ、通報の際に搬送先医療機関（運ばれた病院）に手話通訳者の派遣を要請することができます。

ファックス 119 を御利用の際には 110 ページの緊急通報用紙を活用して下さい。

◇メール 119

スマートフォンや携帯電話のメール機能により、文字で 119 通報をすることができます。

なお、利用するには事前登録が必要です。

◇NET（ネット）119

スマートフォンや携帯電話のインターネット機能により、文字で 119 通報をすることができます。

なお、利用するには事前登録が必要です。

事件・事故のときの警察への緊急連絡先

◇メール 110 番・ファックス 110 番

埼玉県警察では、聴覚障害のある方、または言葉が話せない方が事件や事故にあったとき、警察への緊急通報に利用する「ファックス 110 番」（0120-264-110）と併せて、専用ホームページに接続し、文字対話方式（チャット）により通報する「メール 110 番」を開設しています。詳しくは、埼玉県警察ホームページをご覧ください。

なお、「メール 110 番」と「ファックス 110 番」は言葉や聴覚が不自由な方専用ですので、それ以外の方は通常の 110 番を利用してください。

◇埼玉県警察ホームページアドレス

https://www.police.pref.saitama.lg.jp

緊急通報用紙

119番だけでFAX通報できます。

・火事の場合

■燃えている場所は　⇒　自宅・近所

・救急の場合

■だれが

自分・夫・妻・父・母・子供・（　　）が

病気・けが・事故です。

■病気・けがの場所は

※右の図で、病気・けがの場所に○をつけてください。

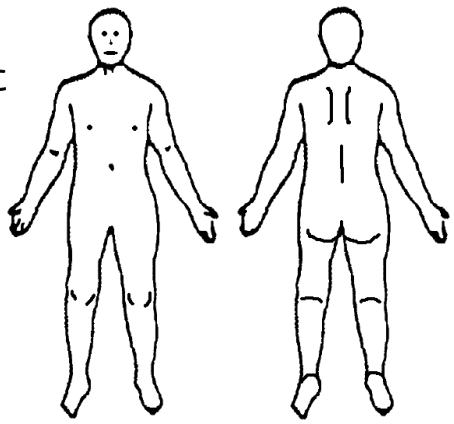

■病気・けがの状態は

痛い・苦しい・出血している

■いつも通っている病院・医院は

＿＿＿＿＿＿病院・医院

私の住所	さいたま市　　区
ﾏﾝｼｮﾝ･ｱﾊﾟｰﾄ名	号室
FAX番号	
私の名前	
手話通訳者 （※救急の場合のみ）	必要（いる）←どちらかに○→　不要（いらない）

※搬送先医療機関（運ばれた病院）に手話通訳者を派遣します。

さいたま市消防局

キリトリ線

資料編

119番だけで
ファックス通報できます。

キリトリ線

さいたま市防災・緊急時安心カード

●いざという時のため、連絡先や避難所などを記入し、家族で常に携帯しましょう。
●非常時の連絡先や、災害用伝言ダイヤル「171」の使い方を話しあっておきましょう。
●ケガを負った場合、血液型や飲んでいる薬などの記載は、的確な治療に役立ちます。
●第三者にご自身の情報が漏えいする恐れがありますので、ご自身の判断と責任において携帯してください。

持ってて あんしん

※必要事項をご記入の上、切り取って2つ折りにしてご利用ください。

災害用伝言ダイヤル 171

電話がつながりにくい場合の安否確認などに利用できます。「171」をダイヤルし、音声案内にしたがって伝言を録音・再生してください。

伝言を録音する

1 7 1 にダイヤル
▼
録音の場合 1 をダイヤル
▼
被災地の方の固定電話を市外局番から
× × × × × × × × × ×
▼
メッセージを録音（30秒以内）

伝言を再生する

1 7 1 にダイヤル
▼
再生の場合 2 をダイヤル
▼
被災地の方の固定電話を市外局番から
× × × × × × × × × ×
▼
メッセージを再生

さいたま市 携帯用 防災・緊急時安心カード

警察 ☎110	消防・救急 ☎119	
氏名	性別	生年月日
住所		
緊急連絡先　住所	氏名	電話番号
緊急連絡先　住所	氏名	電話番号

キリトリ線

災害用伝言ダイヤル 171

電話がつながりにくい場合の安否確認などに利用できます。「171」をダイヤルし、音声案内にしたがって伝言を録音・再生してください。

伝言を録音する

1 7 1 にダイヤル
▼
録音の場合 1 をダイヤル
▼
被災地の方の固定電話を市外局番から
× × × × × × × × × ×
▼
メッセージを録音（30秒以内）

伝言を再生する

1 7 1 にダイヤル
▼
再生の場合 2 をダイヤル
▼
被災地の方の固定電話を市外局番から
× × × × × × × × × ×
▼
メッセージを再生

さいたま市 携帯用 防災・緊急時安心カード

警察 ☎110	消防・救急 ☎119	
氏名	性別	生年月日
住所		
緊急連絡先　住所	氏名	電話番号
緊急連絡先　住所	氏名	電話番号

災害用伝言ダイヤル 171

電話がつながりにくい場合の安否確認などに利用できます。「171」をダイヤルし、音声案内にしたがって伝言を録音・再生してください。

伝言を録音する

1 7 1 にダイヤル
▼
録音の場合 1 をダイヤル
▼
被災地の方の固定電話を市外局番から
× × × × × × × × × ×
▼
メッセージを録音（30秒以内）

伝言を再生する

1 7 1 にダイヤル
▼
再生の場合 2 をダイヤル
▼
被災地の方の固定電話を市外局番から
× × × × × × × × × ×
▼
メッセージを再生

さいたま市 携帯用 防災・緊急時安心カード

警察 ☎110	消防・救急 ☎119	
氏名	性別	生年月日
住所		
緊急連絡先　住所	氏名	電話番号
緊急連絡先　住所	氏名	電話番号

災害用伝言ダイヤル 171

電話がつながりにくい場合の安否確認などに利用できます。「171」をダイヤルし、音声案内にしたがって伝言を録音・再生してください。

伝言を録音する

1 7 1 にダイヤル
▼
録音の場合 1 をダイヤル
▼
被災地の方の固定電話を市外局番から
× × × × × × × × × ×
▼
メッセージを録音（30秒以内）

伝言を再生する

1 7 1 にダイヤル
▼
再生の場合 2 をダイヤル
▼
被災地の方の固定電話を市外局番から
× × × × × × × × × ×
▼
メッセージを再生

さいたま市 携帯用 防災・緊急時安心カード

警察 ☎110	消防・救急 ☎119	
氏名	性別	生年月日
住所		
緊急連絡先　住所	氏名	電話番号
緊急連絡先　住所	氏名	電話番号

さいたま市防災・緊急時安心カード

持ってて あんしん

- いざという時のため、連絡先や避難所などを記入し、家族で常に携帯しましょう。
- 非常時の連絡先や、災害用伝言ダイヤル「171」の使い方を話しあっておきましょう。
- ケガを負った場合、血液型や飲んでいる薬などの記載は、的確な治療に役立ちます。
- 第三者にご自身の情報が漏えいする恐れがありますので、ご自身の判断と責任において携帯してください。

※必要事項をご記入の上、切り取って2つ折りにしてご利用ください。

病名		アレルギー	
飲んでいる薬		血液型	
いつも通っている病院	電話番号		
いつも通っている病院	電話番号		

手話通訳者の希望 あり・なし	障害状況 身体（肢・視・聴覚）・知的・精神
通っている介護施設など	行政機関連絡先
担当者と連絡先 電話番号	担当者と連絡先 電話番号
集合場所 避難所	その他伝えたいこと

病名		アレルギー	
飲んでいる薬		血液型	
いつも通っている病院	電話番号		
いつも通っている病院	電話番号		

手話通訳者の希望 あり・なし	障害状況 身体（肢・視・聴覚）・知的・精神
通っている介護施設など	行政機関連絡先
担当者と連絡先 電話番号	担当者と連絡先 電話番号
集合場所 避難所	その他伝えたいこと

キリトリ線

病名		アレルギー	
飲んでいる薬		血液型	
いつも通っている病院	電話番号		
いつも通っている病院	電話番号		

手話通訳者の希望 あり・なし	障害状況 身体（肢・視・聴覚）・知的・精神
通っている介護施設など	行政機関連絡先
担当者と連絡先 電話番号	担当者と連絡先 電話番号
集合場所 避難所	その他伝えたいこと

病名		アレルギー	
飲んでいる薬		血液型	
いつも通っている病院	電話番号		
いつも通っている病院	電話番号		

手話通訳者の希望 あり・なし	障害状況 身体（肢・視・聴覚）・知的・精神
通っている介護施設など	行政機関連絡先
担当者と連絡先 電話番号	担当者と連絡先 電話番号
集合場所 避難所	その他伝えたいこと

手話を試してみよう！

Let's Try!!

聞こえる人が音声で会話するように、聴覚に障害がある方のコミュニケーションの１つに「手話」があります。手話は手や指の動き、表情で表し、目で見て言葉を理解することができます。

おはよう

こんにちは

正面

横向き

こんばんは

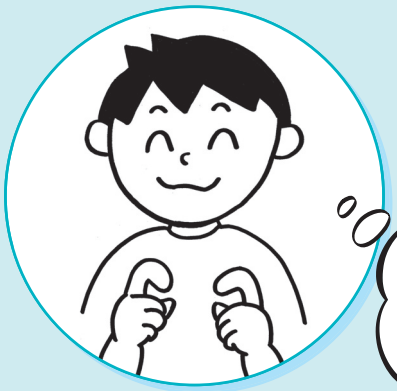

上の流れで表現すると、より丁寧な挨拶表現になります！

さいたま市

左手こぶしの甲に、右手こぶしの甲を合わせる。

右手の５指を開く。

右手で指文字「シ」を示す。

ここでは，聴覚に障害を持っている方が困ったときに使いそうな手話（単語）表現を紹介します。

電車

左手の人差し指と中指を伸ばし、右手の人差し指と中指を曲げる。伸ばした左手の２指の下に沿って、右手を前後に動かす。

駅

左手の掌を上にし、グーにした右手の親指と人差し指で挟む。

バス

両手の親指を立てる。人差し指を伸ばし、指先を向かい合わせる。両手同時に前へ動かす。

郵便

人差し指と中指を立てた左手（ピース）を横にして、伸ばした右手の人差し指の先にのせる。

警察

右手の親指と人差し指で丸を作り、額に当てる。

場所

右手全部の指を折り曲げ、掌を下に向け、少し下に動かす。

銀行

両手の人差し指と親指で丸をつくり、左右に並べて、同時に上下に２回ほど動かす。

財布

右手の親指と人差し指で丸をつくる。左手の掌を自分に向け、親指を手前に開く。左手の４指と親指の間に右手（丸）を上から入れる。

手話は難しそう…と思っているかもしれません。まずは身ぶり手ぶりで話してみましょう。

ファックス

親指と小指を伸ばした左手を耳元に当てる。
開いた右手の掌を下に向け、前に動かす。

手話

両手を開き、右手を前方に左手を後方に置き、回転する。

通訳

右手の親指を立て、唇の前で左右に往復する。

相談

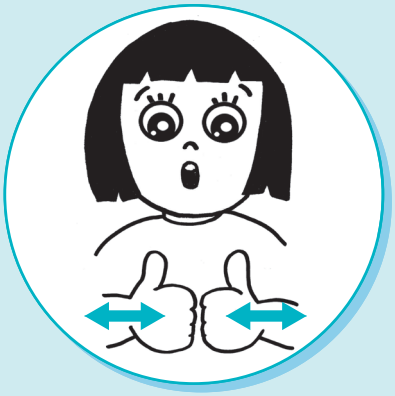

両手の親指を立てる。左右からこぶし同士を軽く２回打ち付ける。

お手伝いしましょうか

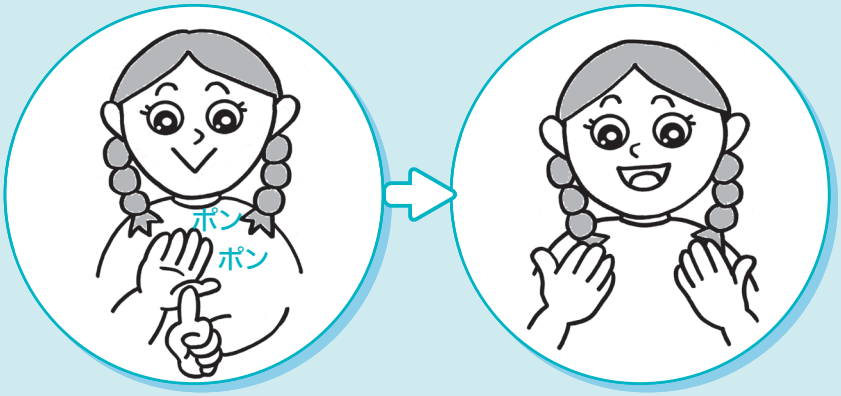

ありがとう

お疲れ様です

声は 耳で 聴く言葉
手話は 目と心で 聴く言葉

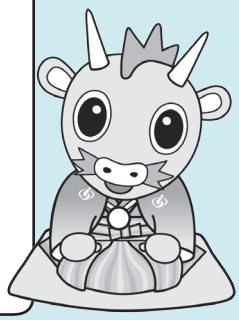

MEMO